

## 区名意向調査方法について(案)

自治体名	新潟市	さいたま市	静岡市	浜松市
区の数	8区	9区	3区	7区
方法	複数の候補案から1案を選択してもらう選択方式	複数の候補案から1案を選択してもらう選択方式	複数の候補案から1案を選択してもらう選択方式	複数の候補案から1案を選択してもらう選択方式
候補数		6案	3案	5案
期間		2週間 (平成14年8月1日～16日)	1ヶ月 (平成16年1月15日～2月16日)	1ヶ月 (平成18年1月5日～31日)
対象者		市内在住者	市内在住, 在勤, 在学者	市内在住者
年齢制限		なし	あり(小学生以上)	あり(小学生以上)
調査対象区 (投票可能区)		居住区のみ1票	市内全域可能 (ただし, 1つの区について, 投票は1回限り。)	市内全域可能 (ただし, 1つの区について, 投票は1回限り。)
提出方式	・募集専用箱へ投函 ・郵送(切手必要) ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール
受付窓口	市役所・支所・地区事務所・連絡所	市役所受付, 担当課	市役所受付, 担当課, 公民館・図書館等の公共施設	市役所受付, 担当課, 公民館・図書館等の公共施設
意向の取り扱い	区名意向調査の結果については, 基本的には尊重することとするが, 全市的な観点からの整合性などを考慮し, 最終的には審議会が判断して区名を答申するものとする。	投票結果を尊重しつつ, 選定委員会でさらに審議して, 最終的な区名案を決定する。	最多投票数となった名称を各区の候補名称とする。	投票結果を尊重しつつ, 審議会ですらに審議して, 最終的な区名案を決定する。
記載事項		・選択区名案 ・氏名 ・住所 ・年齢	・選択区名案 ・氏名 ・住所	・選択区名案 ・氏名 ・住所 ・年齢 ・在住する区
専用用紙の 主な配布先	・専用用紙の全戸配布 ・公共施設への専用用紙の配布	・全戸 ・公共施設	・全戸, 町内会長, 自治会長 ・公共施設 ・小学校～大学	・全戸 ・公共施設
広報方法	・専用用紙の全戸配布 ・公共施設への専用用紙の配布 ・市報にいがた	・専用用紙の全戸配布 ・公共施設への専用用紙とポスターの配布	・専用用紙の全戸配布 ・町内会長, 自治会長, 公共施設, 学校への専用用紙とポスターの配布 ・広報誌, テレビ, ラジオ	・専用用紙の全戸配布 ・公共施設への専用用紙の配布

新潟市の欄の記載済みの事項は、「区名選定の基本的な考え方」(第10回審議会資料)や区名募集時の状況などから記載したものであるが、今後の審議により確定するものである。